

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(特定小売供給約款)

当社は、このたび、平成26年改正法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則4（ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置）に定める割引上限額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率 円	消費税等相当額 円
定額電灯 需要家料金 1契約につき	66.00	6.00
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	170.22	15.47
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	293.09	26.64
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	538.95	49.00
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	784.75	71.34
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,276.40	116.04
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	1,276.40	116.04
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	462.05	42.00
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	857.11	77.92
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	857.11	77.92

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	575.82	52.35
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40.29	3.66
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45.83	4.17
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47.81	4.35
臨時電灯A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	16.94	1.54
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	33.88	3.08
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	33.88	3.08
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	338.80	30.80
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	338.80	30.80
臨時電灯B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	716.12	65.10
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	52.59	4.78

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	158.79	14.44
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	275.50	25.05
40ワットまでの1灯につき	509.03	46.28
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	742.53	67.50
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,209.54	109.96
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで	1,209.54	109.96
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	425.64	38.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	797.16	72.47
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	797.16	72.47
公衆街路灯 B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	575.82	52.35
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	40.29	3.66
業務用電力 基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,743.50	158.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	33.88	3.08
その他季料金	32.39	2.94
低圧電力 基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,331.00	121.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	33.35	3.03
その他季料金	31.96	2.91

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
高圧電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,617.00	147.00
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	31.95	2.90
その他季料金	30.63	2.78
高圧電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき	2,018.50	183.50
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	30.96	2.81
その他季料金	29.73	2.70
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	313.50	28.50
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 23（臨時電力）（1）イに該当する 場合		
低圧で電気の供給を受ける場合 夏季料金	40.02	3.64
その他季料金	38.35	3.49
高圧で電気の供給を受ける場合 契約電力が500キロワット未満 の場合		
夏季料金	38.34	3.49
その他季料金	36.76	3.34
契約電力が500キロワット以上 の場合		
夏季料金	37.15	3.38
その他季料金	35.68	3.24
23（臨時電力）（1）ロに該当する 場合		
夏季料金	40.66	3.70
その他季料金	38.87	3.53

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	891.00	81.00
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,061.50	96.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	30.14	2.74
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	29.40	2.67
自家発補給電力A		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	37.27	3.39
その他季料金	35.63	3.24
b a以外の場合		
夏季料金	46.59	4.24
その他季料金	44.54	4.05
自家発補給電力B		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	35.15	3.20
その他季料金	33.69	3.06
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	34.06	3.10
その他季料金	32.70	2.97
b a以外の場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	43.93	3.99
その他季料金	42.12	3.83
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	42.57	3.87
その他季料金	40.88	3.72

(2) 附則 4（ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置）に定める割引上限額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
割引上限額 1 契約につき	550.00	50.00

(3) 別表 2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.073	0.098
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.145	0.195
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.290	0.390
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.434	0.585
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10.724	0.975
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10.724	0.975
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.203	0.291
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6.406	0.582
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	6.406	0.582
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.087	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.173	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.173	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.728	0.157
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.728	0.157
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.816	0.165

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.761	0.251
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.276	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.276	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.266	0.024

(4) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.009	0.001
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.179	0.016
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.359	0.033
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.538	0.049
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.898	0.082
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	0.898	0.082
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.268	0.024
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.536	0.049
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	0.536	0.049

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
(ロ) 臨時電灯 A 1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.008	0.001
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.014	0.001
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.014	0.001
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.144	0.013
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.144	0.013
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	0.152	0.014
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	0.230	0.021
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	0.023	0.002
(ロ) (イ)以外の場合 1キロワット時につき	0.023	0.002

以上